

大学生等の教育アシスタント活用事業実施要項

川越町教育委員会

この要項は、大学生等の教育アシスタント活用事業を円滑に実施するため必要な事項を定める。

- 1 事業のねらい
教員を希望する大学生等が、小中学校等において教育アシスタントとして、児童生徒の指導に加わることにより、児童生徒一人ひとりの指導を充実するとともに、養成段階からの教員としての人材育成を図る。
- 2 対象者
教育職員を目指している大学生等
- 3 実施施設
教育アシスタントの活用を希望する小中学校等
- 4 実施期日
5月1日～翌年3月14日とし、毎年度募集する。
- 5 活動内容
大学等の講義の空き時間等を利用して、毎週数時間、教育アシスタントとして指導に当たる。教育アシスタントは、校長の指揮監督の下、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育等の補助、介助の補助等の指導に当たる。
活動の範囲は、教員の行う教育活動の補助とする。単独で各教科、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育等の補助・介助等の指導に当たることができず、必ず教員の指導のもとで行うものとする。
- 6 連絡調整
川越町教育委員会は、対象者と受入を希望する小中学校等（以下、「受入校」という。）との調整を行う。
受入決定後は、対象者と受入校とが直接連絡を行う。
- 7 保険への加入
傷害保険への加入については、受入校がその費用を負担する。ただし、事前に傷害保険に加入している大学生等にあっては、その保険をもって代えるものとする。
通勤には公共交通機関を利用するものとし、やむを得ず自家用車を使用する場合には、校長の許可を得るとともに、自賠責保険のほかに任意保険への加入を学生に義務づけるものとする。
- 8 大学生等の責務
大学生等は、申込に際して、事前に健康診断を受診しなければならない。
本事業による活動中に知り得た秘密を保持する義務がある。
教育アシスタント活動中は、学生証を携帯しなければならない。
- 9 受入校の責務
受入校の校長は、教育アシスタントの大学生等を指導、監督するとともに、本事業の趣旨が生かされるように必要な措置を講じなければならない。
- 10 決定の取消
川越町教育委員会は、配置決定をした後においてもふさわしくないと認めた場合は、これを取り消すことができる。

11 経費

大学生等の教育アシスタント活用事業に関し、必要な経費は自己負担とする。

12 書類の作成

大学生等は、申込に際して、大学生等教育アシスタント申込書（様式1）を、川越町教育委員会学校教育課に提出する。

校長は、アシスタント活用事業の終了者に対して、大学生等の教育アシスタント活動を行ったことを証する教育アシスタント活動証明書（様式2）を発行する。

13 この要項に定めるもののほか、大学生等の教育アシスタント活用事業の実施に関し必要な事項は、受入校と川越町教育委員会が協議して決める。

この要項は、平成25年4月1日から実施する。